

逗子市まちづくり条例施行規則第39条第4号新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(4) 駐車場等の設置</p> <p>ア 開発事業区域が商業地域を過半以上含まない場合</p> <p>事業者は、計画戸数以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、予定建築物が併用住宅又は事務所、事業所、店舗等である場合は、当該計画戸数に非居住部分の戸数(1戸の床面積の合計が300平方メートル以上のものにあつては、床面積100平方メートル当たり1戸と換算したもの。以下同じ。)を加えた戸数(以下「換算計画戸数」という。)以上の駐車場を敷地内(非居住部分の戸数に係る駐車場について、敷地外に設置することの必要性及び妥当性があると市長が認めるときは、敷地外)に設置するものとする。</p>	<p>(4) 駐車場等の設置</p> <p>ア 開発事業区域が商業地域を過半以上含まない場合</p> <p>事業者は、計画戸数以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、予定建築物が併用住宅又は事務所、事業所、店舗等である場合は、当該計画戸数に非居住部分の戸数(1戸の床面積の合計が300平方メートル以上のものにあつては、床面積100平方メートル当たり1戸と換算したもの。以下同じ。)を加えた戸数(以下「換算計画戸数」という。)以上の駐車場を敷地内(非居住部分の戸数に係る駐車場について、敷地外に設置することの必要性及び妥当性があると市長が認めるときは、敷地外)に設置するものとする。</p>	
<p>イ 開発事業区域が商業地域を過半以上含む場合</p> <p>(ア) 事業者は、計画戸数_____の8割以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、<u>第40条第3号カ(ア)に規定する面積を超える公園、緑地、広場又は歩行の用に供する空地(以下「オープンスペース」という。)を6平方メートル設置する毎に、駐車場1台分を敷地外に設置することができる。この場合において、敷地内の駐車場台数は、計画戸数の5割以上としなければならない。</u></p>	<p>イ 開発事業区域が商業地域を過半以上含む場合</p> <p>(ア) 事業者は、計画戸数又は換算計画戸数の5割以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、<u>次条第3号カ(ア)に規定する面積を超える公園、緑地、広場又は歩行の用に供する空地(以下「オープンスペース」という。)を6平方メートル設置する毎に、駐車場1台分を敷地外に設置することができる。</u> _____</p>	<p>8割→5割へ変更</p> <p>敷地内に必要な台数を削除</p>
<p>(イ) 事業者は、非居住部分の戸数の8割以上の駐車場を敷地内(非居住部分の戸数に係る駐車場について、敷地外に設置することの必要性及び妥当性があると市長が認めるときは、敷地外)に設置するものとする。ただし、<u>第40条第3号カ(ア)に規定する面積を超えるオープンスペースを6平方メートル設置する毎に、駐車場1台分を敷地外に設置することができる。</u></p>	<p>(イ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満の建築物であつて、<u>1階の主たる用途を店舗等にすること等による商業地としての賑わいの連続性の確保、安全かつ快適な歩行空間の創出、良好なまちなか景観の形成等に寄与できるものとして市長が認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、(ア)で規定する駐車場設置基準の適用を除外することができる。</u></p>	<p>一定規模未満の場合は、1階を店舗にするなどの条件付きで除外できる規定を追加し、非居住分の規定は(ア)に統合</p>
<p>(ウ) 事業者は、併用住宅の場合は、オープンスペースを6平方メートル設置する毎に、(ア)又は(イ)ただし書のいずれかを選択して適用することができる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>上記統合により不要になるため削除</p>
<p>(エ) 開発事業の目的が駐車場用途等の面積を除いた床面積が1,000平方メートル以上の建築物のときは、事業者は、非居住部分の戸数の5割以上の駐車場を敷地内に設置しなければならない。</p>	<p>(削除)</p>	<p>敷地内に必要な台数を削除</p>
<p>(オ) 開発事業の目的が駐車場用途等の面積を除いた床面積が1,000平方メートル以上の建築物のときは、事業者は、運送、荷さばきその他サービス用駐車場及び車いす等対応駐車場を_____それぞれ1台以上整備しなければならない。</p>	<p>(ウ) 開発事業の目的が駐車場用途等の面積を除いた床面積が1,000平方メートル以上の建築物のときは、事業者は、運送、荷さばきその他サービス用駐車場及び車いす等対応駐車場を敷地内にそれぞれ1台以上整備しなければならない。</p>	<p>(オ)を(ウ)に変更</p> <p>敷地内に必要なことを明記</p>
<p>(カ) 事業者は、駐車場を敷地外に設置するときは、開発事業区域の隣地境界からおおむね200メートル以内に設置しなければならない。</p>	<p>ウ 事業者は、駐車場を敷地外に設置するときは、開発事業区域の隣地境界からおおむね200メートル以内に設置しなければならない。</p>	<p>(カ)をウに変更</p> <p>ア(商業地以外)も対象とする</p>
<p>(キ) 乗用車の駐車場の規模は幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上を、運送、荷さばきその他サービス用駐車場の規模は幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上を、車いす等対応駐車場の規模は幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上を基準とする。</p>	<p>エ 乗用車の駐車場の規模は幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上を、運送、荷さばきその他サービス用駐車場の規模は幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上を、車いす等対応駐車場の規模は幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上を基準とする。</p>	<p>(キ)をエに変更</p> <p>ア(商業地以外)も対象とする</p>
<p>ウ 事業者は、建築行為を実施するに当たっては、当該建築物に係る利用率を想定した駐輪場を設置するものとする。</p>	<p>オ 事業者は、建築行為を実施するに当たっては、当該建築物に係る利用率を想定した駐輪場を設置するものとする。</p>	<p>ウをオに変更</p>
	<p>カ 開発事業区域が商業地域を過半以上含む場合の建築行為は、<u>計画戸数又は換算計画戸数毎に1台以上の駐輪場を敷地内に設置するものとする。ただし、店舗の場合においては、当該用途に供する部分の床面積35平方メートル毎に1台以上とする。</u></p>	<p>駐輪場の数値基準を追加</p>